

令和5年門真市教育委員会第2回定例会

開催日時 令和5年2月22日（水） 午後1時30分

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第2号 (仮称) 第四中学校区義務教育学校の校名の決定について
- 日程第4 議案第3号 門真市江端町の通学区域の方針について
- 日程第5 議案第4号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第6 議案第5号 門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第7 議案第6号 門真市立学校設置条例の一部改正の申出について
- 日程第8 議案第7号 令和4年度教育費補正予算の見積り申出について
- 日程第9 議案第8号 令和5年度教育費当初予算の見積り申出について
- 日程第10 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告
- 日程第11 諸報告
- 日程第12 承認第1号 「臨時代理による事務処理の承認について」すなわち、懲戒処分に関する大阪府教育委員会への内申について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12まで

出席委員

教育長	久木元 秀平
教育長職務代理者	土川 好子
委員	高橋 元
委員	松宮 新吾
委員	澤田 京子

事務局出席職員

教育部長	鈴木 貴雄
教育部次長	大倉 善充

料に示しておりますとおりであり、「水桜」の得票が多いという結果となりました。

このアンケート結果を踏まえ、令和8年度に開校予定の第四中学校区義務教育学校の校名については、「門真市立水桜学園」を最終の校名候補とし、また、令和6年度に開校予定の脇田小学校・砂子小学校の統合校の校名については、「門真市立水桜小学校」を最終の校名候補とし、条例改正を行いたいと考えております。

[全委員異議なく、可決]

日程第4

議案第3号 門真市江端町の通学区域の方針について

説明者 宮崎教育企画課長補佐

議案書2ページでございます。

本件につきましては、現在、小学校の通学区域が東小学校、中学校の通学区域が第四中学校となっている江端地域につきまして、(仮称)第四中学校区義務教育学校の設置に伴う通学区域の方針を決定するため、議案として提出したものでございます。

それでは、別冊の資料をご覧ください。

ページをめくっていただいて2ページです。

現在、小学校卒業後に2つの中学校に分かれて進学するのは、東小学校のみとなっております。

学校適正配置審議会からは、横のつながり、縦のつながりを創るという視点から、小学校卒業後に分かれて進学する現状を見直すため、「第四中学校に新しく設置する新統合小中学校の校区または、東小学校・第五中学校校区のいずれかに統一すること」という答申がなされております。

これを受けて作成しました実施方針では、2つの中学校に分かれて進学する現状を見直すことは示しつつ、対象となる東小学校の状況や保護者、地域など校区の関係者等と共に検討を行う場を設置し、具体的な検討を進めることとしたところであります。

次に3ページをお願いします。

こちらには、これまでの関係者等との検討状況を時系列でお示ししております。主なところとしまして、令和3年11月に東小学校体育館にて校区説明会を開催し、実施方針の内容について説明

をいたしました。その後、コロナ禍で時期が遅くなりましたが令和4年4月に第1回の意見交換会を開催しました。

ここまでの主な意見として、現在東小学校として取り組んでいることや人のつながり等の観点から、東小学校区のまとまりを大事にしたいとの基本的な考え方があり、一方で通学距離や新たな小中一貫校設置に伴い、新統合学校へ通学したいとの考え方も多くございました。

また、地域にお住まいのすべての保護者と未就学児の保護者にも周知と意見を聞く必要があるとのご意見もございましたので、10月には、江端地域にお住まいの保護者へアンケートを実施、その後第2回の意見交換会を開催して出された意見を踏まえた内容で、本日お示しをすることでございます。

次に4ページです。

10月に実施した保護者アンケートの結果についてです。対象者を江端地域にお住まいで、0歳から小学校6年生までの児童がいる家庭95世帯とし、41件の回答をいただきました。

令和8年度には、現第四中学校は新たな小中一貫校になること、また、東小学校は全員第五中学校への通学することを原則とすることなどを前提に、江端地域の新統合小中学校への通学の考え方について聞きすることをアンケートの趣旨としております。

回答いただいたご家庭の児童の年齢は質問1のとおりです。

質問2は、新しく設置する小中一貫校へ通うことを認めるかどうか質問3は、認める場合のタイミングについて質問4は、令和8年時の在校生の取扱の考え方についてそれぞれ聞いており、回答の集計については資料のとおりです。

次に5ページをお願いします。

このアンケート結果をもとに考え方を整理して第2回の意見交換会の際に提示をしたところ、在校生等の取扱などについてさらにご検討をいただきました。5ページは、第2回意見交換会での検討内容を踏まえ修正を加えた、教育委員会の考え方について記載しており、校区の皆様のご意見を踏まえて共有しております内容と考えております。

次に6ページをお願いします。

5ページの最終的な考え方を具現化するにあたり、教育委員会として、江端地域の通学区域について、下記の通り方針の決定を賜りたいと考えております。

まず、「江端地域の通学区域を令和8年4月に変更する。」新しい小中一貫校設置となる令和8年4月が見直すタイミングであると考えております。次に、「原則として、東小学校区は第五中学校区とする。」

次に、校区見直しに伴う経過措置として、「江端地域は当面の間、就学開始時に新しく設置する小中一貫校への通学を選択できる。」とし、新しい小中一貫校への通学を希望により認めることとします。「令和8年4月以降の就学児童は、就学時期の通学先の選択により、①東小学校への通学を選択した場合は、第五中学校へ進学。②小中一貫校への通学を選択した場合は9年間通学することとします。」

次に、在校生にかかる経過措置として、「令和8年3月末時点で東小学校に在籍する児童は当面の間、新しく設置する小中一貫校へ通学先を変更できる。(東小学校卒業後、小中一貫校へ変更することも可能とします。)」

複数の経過措置を設けておりますが、校区の関係者の皆様と共に、原則を定めつつ、東小学校設置以降の大きな校区の見直しとなる不安や、現状の子どもたちの通学状況等、様々なご意見の反映を踏まえ検討したものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第5

議案第4号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、「(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会」を廃止し、「(仮称)門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会」を設置することに伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書4ページをご覧ください。

別表に定める附属機関の内容であります。

まず、「(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会」につきましては、担任する事務の役割を

満了したため、削除するものです。

次に、「(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会」につきましては、当該校の整備に係る事業者を選定するため、本附属機関を新たに設置するものであります。

なお、附則第1項といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、また、附則第2項といたしまして、本条例の改正に伴い、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正として、別表の「(仮称) 門真市立第四中学校区小中一貫校基本設計業務委託事業者選定委員会委員」の委員報酬を削除し、「(仮称) 門真市立第四中学校区義務教育学校整備事業者選定委員会委員」の委員報酬を追加規定しております。

[全委員異議なく、可決]

日程第6

議案第5号 門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正の申出について

説明者 川谷学校教育課参事

議案書6ページからでございます。

本件につきましては、大阪府の小学校・中学校教育職給料表及び義務教育等教員特別手当の改定に伴い、任期付市費負担教員の給料及び義務教育等教員特別手当の改定を行うため、「門真市立小学校及び中学校におけるきめ細かな指導ができる教育環境づくりの実施に係る任期付市費負担教員の任用、勤務条件等に関する条例」を改正しようとするものでございます。

改正の内容でございますが、別表第1の給料表及び別表第2の義務教育等教員特別手当について、任期付市費負担教員の給料、諸手当などの待遇につきましては、大阪府が費用を負担する常勤講師に準じた内容で本市においては定めており、大阪府の給料表や手当額が改定されたことに伴い、それに準じた給料表や手当額に改正するものであります。

なお、附則といたしまして、第1項では本条例を公布の日から

施行するものとしたしております。

次に、附則第2項は、別表第1の給料表の改定について令和4年4月1日にさかのぼって支給することを定めたものであり、同第3項は、既に支払った給料月額等に関する内払い規定を定めたものでございます。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

議案第6号 門真市立学校設置条例の一部改正の申出について
説明者 宮崎教育企画課長補佐

議案書11ページをお願いします。

本件につきましては、「(仮称)第四中学校区義務教育学校整備に伴い、令和5年度の2学期より脇田小学校と砂子小学校が砂子小学校敷地内において同居を行うことから脇田小学校の位置の変更するにつき、本案を提出するものであります。

改正の具体的な内容は、12ページ新旧対照表のとおりです。

なお施行日は、令和5年8月17日としております。

[全委員異議なく、可決]

日程第8

議案第7号 令和4年度教育費補正予算の見積り申出について
説明者 十河教育総務課長

議案書15ページをご覧ください。

款：教育費・項：小学校費・目：学校管理費2,635万6千円の追加は、国の令和4年度補正予算第2号を活用し、上野口小学校給食棟空調設備設置工事に係る工事請負費を歳出予算として計上いたしております。

次に歳入についてであります。

議案書14ページをご覧ください。款：国庫支出金・項：国庫補助金・目：教育費国庫補助金224万2千円の追加は、先ほど申し上げました上野口小学校給食棟空調設備設置のための給食運営事業に充当するため、学校施設環境改善交付金を計上いたしてお

ります。

次に、款：市債・項：市債・目：教育債2,400万円の追加は、同じく上野口小学校給食棟空調設備設置のための給食運営事業に充当するため、学校施設等整備事業債及び防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債をそれぞれ計上いたしております。

次に、繰越明許費の追加でございます。

議案書16ページをご覧ください。

款：教育費・項：教育総務費学校適正配置推進事業994万6千円につきましては、義務教育学校設置に係る道路整備に伴う用地買収について、事業完了に日数を要するため、令和5年度に繰り越すものであります。

また、款：教育費・項：小学校費給食運営事業2,635万6千円につきましては、上野口小学校給食棟空調設備設置について、同じく事業完了に日数を要するため、令和5年度に繰り越すものであります。

次に、債務負担行為の追加であります。

議案書17ページをご覧ください。門真はすはな中学校維持管理業務委託料について、「物価指数月報」における変動率が契約書に定める基準値を超えたため、委託料増額分252万円の債務負担行為を追加するものであります。

最後に地方債の変更であります。

議案書18ページをご覧ください。学校教育施設等整備4億3,100万円への増額変更は、こちらも「給食運営事業」における上野口小学校給食棟空調設備設置工事を実施するにつき、地方債表を変更するものであります。

[全委員異議なく、可決]

日程第9

議案第8号 令和5年度教育費当初予算の見積り申出について
説明者 鈴木教育部長

まず、教育関係予算の歳出についての概略につきまして、ご説明いたします。

なお、本教育関係予算には、市長部局へ補助執行している、幼稚園関係、社会教育関係の予算も含んでおります。

令和5年度当初予算は対前年度7億6,297万5千円の増額で、40億2,440万8千円となっており、引き続き、教育予算に重点をおいた予算編成となっております。

また、歳入につきましても、対前年度6億7,699万3千円増額の14億7,872万1千円となっております。

それでは、令和5年度の教育費当初予算の内容につきまして、議案書21ページから22ページの歳出をご覧ください。

1項. 教育総務費に関しまして、(1)教育委員会費は、委員会定例会等を運営する事業等に係る経費を計上しております。(2)事務局費は、学校適正配置推進事業、G I G Aスクール構想推進事業、いじめ防止対策事業等に対する事業等に係る経費を計上しております。(3)教育振興費は、きめ細かな指導を実現する環境づくり事業、学校運営協議会（コミュニティスクール）設置推進事業、部活動地域移行検討事業、「チーム学校」支援体制充実事業等に係る経費を計上しております。(4)人権教育推進費は、人権教育推進支援事業に係る経費を計上しております。(5)教育センター費は、教職員研修事業、教育のICT環境整備事業に係る経費を計上しております。

次に、2項. 小学校費(1)学校管理費は、四中学校区ブランディング事業、小学校施設整備事業、水泳授業民間活力導入検討事業等に係る経費を計上しております。

次に、22ページをご覧ください。

3項. 中学校費、(1)学校管理費につきましては、概ね小学校費と同様の事業を計上しております。(2)学校建設費につきましては、門真はすはな中学校施設建設費の割賦払金となっております。

次に、4項. 幼稚園費(1)幼稚園管理費につきましては、公立幼稚園の運営にかかる公立幼稚園運営事業を計上しております。(2)教育振興費は、保育所等給食費補助事業のうち幼稚園関係に係る経費等を計上しております。

次に、5項. 社会教育費(1)社会教育総務費につきましては、学校施設開放事業等に係る経費を計上しております。(2)青少年費は、二十歳のつどい事業、めざせ世界へはばたけ事業、地域学校協働本部事業等に係る経費を計上しております。

次に、6項. 保健体育費、(1)保健体育総務費につきましては、学校保健事業、給食運営事業等に係る経費を計上しております。

続きまして、歳入についてであります。

議案書20ページをご覧ください。

1項. 負担金、(1)教育費負担金は、日本スポーツ振興センターが実施する「学童災害共済制度」に加入する負担金のうち保護者負担分となっております。

次に、2項. 使用料、(1)教育使用料は、幼稚園使用料、学校施設設備使用料が主な内容となっております。

次に、3項. 国庫負担金、(1)教育費国庫負担金は、国の幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費交付金となっております。

次に、4項. 国庫補助金、(1)教育費国庫補助金は、学校適正配置推進事業の実施に伴う都市再生整備計画事業補助金が主な内容となっております。

次に、5項. 府負担金、(1)教育費府負担金は、国の幼児教育・保育の無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費交付金となっております。

次に、6項. 府補助金、(1)民生費府補助金は、子どもの貧困緊急対策事業費補助金に係る経費を計上しております。

次に(2)教育費府補助金は、総合相談事業交付金、教育コミュニティづくり推進事業費補助金が主な内容となっております。

次に、7項. 委託金、(1)教育費委託金は、道徳教育推進事業委託金が主な内容となっております。

次に、8項. 基金繰入金、(1)教育振興基金繰入金は、学校適正配置推進事業等に充当するための経費を計上しております。

次に、9項. 雑入(1)雑入は、給食用廃油売却代金、賠償保険金、給食棟設備等使用料等が主な内容となっております。

次に、10項. 市債(1)教育債は、五月田小学校給食棟整備事業債、新統合学校整備事業債、各中学校屋内運動場LED照明設備改修整備事業債が主な内容となっております。

続きまして、債務負担行為についてでございます。

23ページをご覧ください。中学校放課後学習支援業務委託、(仮称)門真市立第四中学校区小中一貫校他実施設計業務委託、海外派遣研修業務委託(12)等、全8件について、それぞれ期間及び限度額を定めるものであります。

続きまして、地方債についてでございます。

24ページをご覧ください。学校教育施設等整備につきまして、主に新校建設等に伴い、限度額、起債の方法等を定めるものであ

ります。

[全委員異議なく、可決]

久木元教育長： 本来なら、続いて日程第10「報告案件」ですが、告示後に急施を要する案件がありましたので、日程第12を追加し、先に審議してよろしいか。

[全委員異議なし]

日程第12

承認第1号 「臨時代理による事務処理の承認について」すなわち、懲戒処分に関する大阪府教育委員会への内申について

久木元教育長より、本件は、人事に関する案件であり、秘匿にする必要があるため、非公開にて審議したいとのこと。各委員に諮ったところ、全委員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[教育長室へ移動 非公開]

出席者 教育長、教育委員4名、鈴木教育部長、大倉教育部次長、高山学校教育課長、教育総務課

時間 午後2時00分から午後2時04分まで

[審議の結果 原案のとおり承認]

[議事録 省略]

日程第10

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項第1号に係る報告

久木元教育長より、本件は、個人情報にかかわる部分が含ま

れ、秘匿にする必要がありますので、非公開にて審議したいとのこと、各委員に諮ったところ、全委員異議なく、了承、非公開にて審議された。

[教育長室へ移動 非公開]

出席者 教育長、教育委員4名、鈴木教育部長、大倉教育部次長、川谷学校教育課参事、教育総務課

時間 午後2時04分から午後2時08分まで

[審議の結果 原案のとおり承認]

[議事録 省略]

[会議再開 大会議室]

久木元教育長： それでは、「承認第1号」は、承認することに決し、報告案件の報告も終わりましたので、引き続き会議を続けます。

日程第11

諸報告

久木元教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

番号1 「門真市キャリア教育指針」の策定について
説明者 高山学校教育課長

現在、全国学力学習状況調査における全国平均越えを目標として、子どもたちの確かな力を育む取組を推進しているところです。その際、同時に実施されるアンケート調査によりますと、本市の子どもたちは、全国と比べて自尊感情が低く、失敗を恐れる傾向があることが明らかになっています。今後、将来予測が困難な時代を生き抜く子どもたちが、認知面での学力定着のみならず、

学校での学びが社会や未来とどのようにつながっているかを理解し、目的意識や自信をもって、意欲的に学びに向かう姿勢や態度を養うことは、非常に重要であると考えています。

このような状況のもと、9年間を見据えたキャリア教育を全小中学校で展開するために、授業の方向性を示す「門真市キャリア教育指針」を作成しましたので、ご報告いたします。

それでは、お手元の諸報告資料にあります「門真市キャリア教育指針」をご覧ください。

2ページからでございます。

キャリア教育の定義からはじまり、学習指導要領との関係や、大阪府におけるキャリア教育、門真市のめざす教育等をはじめとして、教職員が理解しておくべき事柄を整理しております。

続きまして11ページをご覧ください。

門真市版キャリア教育モデルプランを示しています。

こちらは、キャリア教育担当者が集まる会議体にて、教職員とともに作成したものになります。学校での実践事例に加え、門真市版キャリア教育でつきたい力を育むことにつながるプランを掲載しております。

次に、25ページをご覧ください。

本指針の効果検証としましては、「学校教育診断」の児童生徒の肯定的回答をもとにすることとしております。具体的な項目といたしましては、「授業では、色々な問題に対して、自分で考え、自分から取り組んでいる」の他、記載のとおりです。

最後に、26ページ以降については「資料編」としまして、キャリア・パスポートに関する参考様式を解説入りで掲載するとともに、Q&Aをつけております。

今後は、この指針の考え方やモデルプラン等を各校や中学校区で活用し、実践を行うとともに、教科等横断的かつ系統的にキャリア教育を実践できるよう「キャリア教育全体指導計画」の作成や、デジタル化の検討も含め、「キャリア・パスポート」の見直し等を行い、門真がめざすキャリア教育を実践できるよう取組を進めてまいります。

番号2 令和5年度当初の教職員数等の見通しについて
説明者 川谷学校教育課参事

まず、教職員数の算定基礎となる学級数についてですが、現時点において、小学校につきましては、通常学級が現在の148学級から増減なしとなっております。支援学級については、今年度から9学級減の63学級を見込んでおります。教職員数は加配等も含め3名の減少を見込んでおります。

中学校につきましては、通常学級は現在の66学級から1学級減の65学級を見込んでおります。支援学級については、今年度から3学級減の26学級を見込んでおります。教職員数については、加配等も含め6名の減少を見込んでおります。

続きまして、教職員の過欠員の状況についてですが、小学校におきましては、今年度の定数内講師の退職33名、定年退職2名、（特別退職0名）、普通退職3名による退職予定者が38名となっております。

なお、新規採用教員については小中いきいき枠採用を含め9名の配置予定となっており、その他の要因を含め、欠員補充講師については、現時点で30名の任用を予定しております。

中学校につきましては、定数内講師の退職39名、定年退職1名、（特別退職0名）、普通退職1名による退職予定者が41名となっております。新規採用教員については8名の配置予定となっており、欠員補充講師については、現時点で33名の任用を予定しております。

なお、現時点では、教員の様々な加配等については未確定であり、児童生徒数についても、転入・転出等で毎日のように変動しており、今後の動きによって、学級数、教員数が変わってまいります。学級数確定が微妙な学年もありますので、引き続き調査を実施し、児童生徒数の精査に努め、3月中旬には学級数を確定し、人事異動事務を行う予定としております。講師の確保につきましても努めてまいりたいと考えております。

次回、3月の教育委員会におきましては、教職員人事もほぼ確定していると考えられますので、教職員人事異動の概要につきまして、資料を作成の上、再度報告させていただく予定でございます。

—すべての報告が終了—

久木元教育長 閉会宣言 午後 2 時16分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 久木元 秀平

署名委員 土川 好子